

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 令和6年1月18日
招集の場所 吉野川市役所東館3階 会議室
開閉会日時 開会 令和6年1月26日 午前9時
閉会 令和6年1月26日 午前9時25分

出席委員 教 育 長 栗 洲 敬 司
委 員 貞 野 雅 己 委 員 栗 原 奈 麻 美
委 員 熊 代 雄 一 郎 委 員 武 知 李 香

出席職員 副 教 育 長 馬 郷 宏 治 副 教 育 長 阿 部 敏 和
教 育 総 務 課 長 川 端 俊 宏 生 涯 学 習 課 長 井 上 和 恵
学 校 教 育 課 長 松 本 賢 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 岡 田 裕 仁

議案

- (1) 吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について
- (2) 吉野川市学校給食用物資調達納入要綱の一部を改正する訓令について
- (3) 指定校変更及び区域外就学について

報告事項

- (1) 指定校変更及び区域外就学について
- (2) 令和6年二十歳を祝う会及び第70回徳島駅伝について
- (3) 吉野川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教育長報告

その他

会議の経過

栗洲教育長 ただいまから、1月の吉野川市定例教育委員会を開会します。
教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。
本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。
それでは、議案(1)「吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令」について事務局より説明をお願いいたします。

岡田所長 吉野川市学校給食センター管理運営要綱の一部を改正する訓令について、ご説明させていただきます。
改正内容といたしましては、学校給食センター管理運営の実務上の取扱いと要綱に一部齟齬が生じていたので修正を行い、その他の改正につきましては、この際あわせて文言等の整理を行わせていただいたものです。
主な修正点のみご説明します。4ページの新旧対照表をご覧ください。
第3条の給食費については、本来債権者である市長が徴収しなければいけないものであるため、現行では「給食費を納入しない者については、学校等の長と協議して適切な措置をとる」を、「市長は給食費を納入しない者に対し、適切な措置を執るものとする」に改めるものです。
次に、第4条(欠席者に対する取扱い)につきましては、現行では「届出があった日から3日を過ぎた日から減額するもの」とあり、実質4日前までの届出により給食費を徴収しない要綱となっていますが、2日前までに届出があれば、物資納入業者に発注取消が可能であったため、実務上の取扱いでは2日前までに届けがあれば徴収していませんでした。そのため、現状に合わせる改正でございます。

次に、5ページ第7条(物資納入業者の決定)についてですが、「価格の最安価な業者を指定」を、「価格並びに物資の産地及び品質並びに供給能力等を勘案して物資納入業者を決定」に改正しております。

これは、一例を申しますと冷凍コーンの場合、通常は黄色い色をしておりますが、茶色に変色しているようなものが混入している場合は購入いたしません。見積もりと同時に食品サンプルをとり決定しているもので、価格だけでは決定しない、これも現状に合わせた改正でございます。

また、第7条2項の改正についてでございますが、これは、見積金額や内容変更に関し、適切な表現に改めたものでございます。

通常、見積金額は給食提供月の前月の20日頃に、納入業者から提出していただいております。従いまして、見積提出後、納入日まで最大で約40日となります。この間、特に野菜類に多いのですが、天候不良等により金額が高騰したり、場合によっては納入できないことがあります。そのため「市長は、物価の急激な変動により見積金額が著しく不相当となったときは、物資納入業者と協議の上、市場の実状を参酌して見積金額又は内容を変更することができる」に改正するものです。

続きまして、第8条(物資の納入方法)、第9条(物資納入の検査)につきましては、学校給食用物資調達納入要綱と重複する記載があったため、文言等を整理し、給食センター管理運営要綱にまとめたものでございます。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

続きまして、議案(2)「吉野川市学校給食用物資調達納入要綱の一部を改正する訓令」について、説明をお願いいたします。

岡田所長

吉野川市学校給食用物資調達納入要綱の一部を改正する訓令について、ご説明させていただきま

す。
改正内容といたしましては、先ほど説明させていただいた管理運営要綱と給食用物資調達納入要綱とで重複していた内容がありましたので削除等修正を行い、その他の改正につきましては、この際あわせて文言等の整理を行わせていただいたものです。

これにつきましても主な修正点のみ説明させていただきます。13ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、この要綱の各条にかっこ書きの見出しを付けております。これは法令の基本形式では見出しをつけることが通例であるためでございます。

次に、14ページ、現行第4条の(2)申請時の提出書類でございます。

現行でも、イの登録申請書(様式第1号)の中に、続くロからチまで7種の必要書類の記載があるため、改正後は「納入業者として登録を受けようとする者は、毎年2月1日から2月10日までの間に、学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)に教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。」に改めるものでございます。

現行の第8条については、運営要綱と重複していたので、削除しました。以上でございます。

栗洲教育長

ただいまの件について、ご質問、ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。

次の議案(3)及び報告事項(1)については、公にすることが適当でない案件であるため、会議規則第6条第2項の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

承認いただきましたので、非公開といたします。

【非公開】

栗洲教育長 続きまして、報告事項(2)「令和6年二十歳を祝う会及び第70回徳島駅伝」について事務局より説明をお願いいたします。

井上生涯学習課長 「令和6年二十歳を祝う会及び第70回徳島駅伝」についてご報告させていただきます。資料の18ページをご覧ください。

はじめに1月3日に開催されました二十歳を祝う会についてでございます。教育委員の皆様には、年始のお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

「二十歳を祝う会」対象者は318人、出席者数は275人で出席率は86%であり、たくさんの二十歳の方に出席していただきました。

当日の運営に関しましては、祝う会実行委員会及び市教育委員会全体で取り組み、式全体においてスムーズに開催できたと思います。

次に1月4日、5日の2日間で開催されました徳島駅伝についてご報告いたします。

第70回徳島駅伝において、今回の成績は前年度の10位から4位上がり、総合6位の成績で、16年ぶりの入賞となりました。

長年8位入賞を目指し頑張っておりましたが、今大会ではそれを上回る6位という成績であり、監督・コーチ関係者の皆様の指導の下、選手の皆さんが頑張ったことで入賞という目標が達成できたことを、大変嬉しく思っております。

今大会では一般、大学生、高校生、中学生が躍進し女子総合は11位と前回大会の8位から順位を落としましたが一般・高校生女子が少ない中、中学生女子が頑張りで総合で好成績を収めることができました。

区間賞は9区、実業団で活躍しております橋本尚斗さんが区間新記録を樹立いたしました。また、14区の中学生男子区間では尾池俊一さんが一人だけ9分台を記録しております。

現在71回大会に向けて中学生の選手育成も始まっており、一人一人着実に力を付けている状況でございます。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは続いて報告事項(3)「吉野川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱」について事務局より説明をお願いいたします。

岡田所長 報告事項(3)「吉野川市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

はじめに吉野川市学校給食センター運営委員会とは、学校給食センター条例第5条に規定する組織で給食センターの運営に関する重要な事項について審議し、教育委員会の諮問に応えるための機関であります。

また、委員構成としましては、学校給食センター条例施行規則第5条に、関係学校長、PTA、給食主任、学校医、学校薬剤師をもって15人以内で組織し、教育委員会が委嘱すると規定されております。

運営委員会委員の委嘱は、吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第13号「社会教育委員等法令に基づく諮問機関の委員を委嘱すること」の規定に基づき、本来、教育委員会の議決を受けることが必要ですが、早急に給食センターの運営に関する重要な事項について審議していただく議案が発生したため、審議日程の事情により早急に当該委嘱に係る事務手続きを進める必要がありましたので、規則第3条の規定に基づき教育長が臨時に代理を行いましたので、規則第4条第1項の規

定に基づき、ご報告させていただきます。

なお、委員構成といたしましては、西岡孝晃PTA連合会会長をはじめ、渡部寧学校薬剤師支部長までの15名となっておりますのでご高覧ください。以上でございます。

栗洲教育長 ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

委員 任期が1月から3月までと短くなっているのですが、運営委員会を新しく立ち上げたということでしょうか。これは、毎年開催されているのでしょうか。

岡田所長 審議していただく案件が生じましたら、その都度前もって委嘱しており、この度審議していただく案件が生じたので、今回の任期は1月16日から年度末の3月31日までとなっております。

委員 ということは、この委員会を新しく立ち上げたため任期が短いのではなくて、すでに委員会自体はあったということでしょうか。

岡田所長 委員会自体はすでにありましたが、審議する案件がなかったため、委員を委嘱しておりませんでした。審議する案件が生じたため、この度委員を委嘱したということでございます。

委員 わかりました。

栗洲教育長 ほかよろしいでしょうか。それではないようですので、教育長報告にうつります。報告関係資料をご覧ください。

先ほど報告がありましたが、1月3日に二十歳を祝う会がございました。出席していただいた教育委員の皆様、大変ありがとうございました。4日、5日には徳島駅伝がございました。それから26日、本日でございますが、定例教育委員会の後、10時30分から総合教育会議でございます。以上でございます。

それでは、2月の定例教育委員会の開催日時について事務局よりお願いいたします。

川端教育総務課長 次回の定例会ですが、2月22日（木）午前10時からの開催とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗洲教育長 2月22日（木）午前10時からということですが、よろしいでしょうか。

委員 都合が悪いので、時間の変更をお願いしたいのですが。

栗洲教育長 では、午前9時30分でいかがでしょうか。

委員 はい、大丈夫です。

栗洲教育長 それでは、2月22日（木）午前9時30分ということでよろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。この後の総合教育会議についても引き続きよろしく申し上げます。